

余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

- 1 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、余市町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱でいう、ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に掲げる世帯に該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (5) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - (8) その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 3 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する4月1日現在の満年齢で3歳・4歳・5歳児及び満3歳児（満3歳を迎え、新年度を待たずに入園した園児をいう。以下同じ。）の保護者（余市町在住者に限る）に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、余市町は次に定める範囲内において補助を行うものとする。
 - (1) 階層区分ごとの補助限度額は別表1の基準による。
 - (2) ひとり親世帯等の特例については別表2の基準による。
 - (3) 世帯の構成は、6月10日時点の構成員をもってその世帯の構成員とし、満3歳児にあつては、満3歳に達した日、途中入園児にあつては、その入園日の構成員をもってその世帯の構成員とみなす。
 - (4) 満3歳児については、満3歳になった月から補助の対象とし、次の計算式によって得た金額を補助限度額とする。

$$\text{階層区分ごとの補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$

〔100円未満は四捨五入とする〕

- (5) 前号の計算式は、3～5歳の途中入退園児の在園期間においても適用する。
- 4 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、保育料等減免措置に関する調書（第1号様式、以下「調書」という。）並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則など）を、余市町に提出するものとする。
 - 5 余市町から補助金交付内定を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（第2号様式）、事業計画書（第3号様式）及び保育料等減免方法報告書（第4号様式）を提出するものとする。また、途中入園児については、入園月の末日までに調書を提出するものとし、2月以降に入園予定者がある場合には、1月中に予定で計上して提出するものとする。なお、余市町において、市町村民税所得割課税（非課税）状況が確認できない場合は、その状況のわかる書面を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。
 - 6 余市町は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。
 - 7 途中入退園者については、3月1日に在園状況を確認し、補助金変更交付申請書（第2-2号様式）、変更事業計画書（第3-2号様式）及び変更交付分の保育料等減免方法報告書（第4-2号様式）を提出するものとする。
 - 8 余市町は、補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、補助金の変更交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。
 - 9 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月末日までのいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）を余市町に提出するものとする。
 - 10 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした減免確認書（第6号様式及び第6-2号様式）を備えておかなければならない。
この場合において、余市町は、補助金交付の事務処理上必要と認める場合は、減免確認書の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は廃止する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

【階層区分ごとの補助限度額一覧】

階層区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
私立	①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 277,200円	年額 277,200円	年額 277,200円
	②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	244,800円	277,200円	277,200円
	③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
	④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯	168,500円	222,300円	277,200円
	⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯	56,000円	166,500円	277,200円
	⑥	上記区分以外の世帯	—	138,600円	277,200円

- 注 1. 上記の市町村民税の所得割課税額(補助基準額)は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は早見表に読み替える。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
3. 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
4. 実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
6. 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用する就学前の兄・姉を有する園児は第2子以降の優遇措置の対象とする。
7. 多子世帯の負担軽減を図るため、④階層(市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯)以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、⑤階層(市町村民税の所得割課税額77,101円以上の世帯)以上の世帯については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じた多子計算とする。多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。
8. ⑤階層以上の世帯において、兄・姉が就学免除等により、小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合でも、小学1～3年生就学年齢と同一年齢であれば算定対象人数に含める。
 なお、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。
 また、小学校1～3年生までに双子もしくは三つ子以上の兄・姉を有する園児は、第3子以降扱いとする。

別表 2

【ひとり親世帯等について】

階 層 区 分			補助対 象経費	補 助 限 度 額		
				第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
私立	②	当該年度に納付すべき市町 村民税が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合 計 額	年額 277,200円	年額 277,200円	年額 277,200円
	③	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割が非課税と なる世帯				
	④	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が77, 100円以下の世帯		244,800円	277,200円	277,200円

【基準額算出方法】

＜当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯＞

→ 市町村民税所得割課税額に④、⑤の合計を加えた額が基準（上限）額以下の場合、補助の対象となる

④ 16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円

⑤ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円

例) モデル世帯：夫婦片働き・年少扶養親族2人（年収約270～360万円）の場合

市町村民税所得割課税額34,500円

④ 2×21,300円=42,600円

34,500円+42,600円=77,100円

＜当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯＞

→ 市町村民税所得割課税額に⑥、⑦の合計を加えた額が基準（上限）額以下の場合、補助の対象となる

⑥ 16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円

⑦ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円

例) モデル世帯：夫婦片働き・年少扶養親族2人（年収約360～680万円）の場合

市町村民税所得割課税額171,600円

⑥ 2×19,800円=39,600円

171,600円+39,600円=211,200円

※ 調整する金額（加算額）が異なるのは、住民税における調整控除（市町村分）の影響による。

※ 年齢は、H29.12.31 現在で計算する。

※ 調整の考え方や基準額は昨年度と同じ。

※ 基準額算出方法は、市町村民税所得割課税世帯を対象に、区分④又は区分⑤に該当するか否かを判断するために、扶養親族の数に応じて基準額を引き上げ、引き上げ後の基準額と各世帯の市町村民税所得割の額を比較するものであり、調整の結果、区分②・③になるものではない。

【早見表】

< 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯 >

77,100 = モデル世帯(夫婦片働き・年少扶養親族2人で、年収約360万円)の場合の基準額

19歳未満の扶養親族の数 (H11. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額	補助限度額(円)		
	16歳未満 (H14. 1. 2~H 29. 12. 31生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H11. 1. 2~H14. 1. 1生まれ)	市町村民税所得 割課税額(円)	第1子	第2子	第3子以降
0人	0人	0人	34,500	—	—	—
1人	1人	0人	55,800	168,500	—	—
2人	1人	1人	66,900	—	222,300	—
	2人	0人	77,100	168,500	222,300	—
3人	1人	2人	78,000	—	—	277,200
	2人	1人	88,200	—	222,300	277,200
	3人	0人	98,400	168,500	222,300	277,200
4人	1人	3人	89,100	—	—	277,200
	2人	2人	99,300	—	—	277,200
	3人	1人	109,500	—	222,300	277,200
	4人	0人	119,700	168,500	222,300	277,200
5人	1人	4人	100,200	—	—	277,200
	2人	3人	110,400	—	—	277,200
	3人	2人	120,600	—	—	277,200
	4人	1人	130,800	—	222,300	277,200
	5人	0人	141,000	168,500	222,300	277,200

< 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯 >

211,200 = モデル世帯(夫婦片働き・年少扶養親族2人で、年収約680万円)の場合の基準額

19歳未満の扶養親族の数 (H11. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額	補助限度額(円)		
	16歳未満 (H14. 1. 2~H 29. 12. 31生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H11. 1. 2~H14. 1. 1生まれ)	市町村民税所得 割課税額(円)	第1子	第2子	第3子以降
0人	0人	0人	171,600	—	—	—
1人	1人	0人	191,400	—	—	—
2人	1人	1人	198,600	—	—	—
	2人	0人	211,200	56,000	166,500	—
3人	1人	2人	205,800	—	—	—
	2人	1人	218,400	—	166,500	—
	3人	0人	231,000	—	166,500	277,200
4人	1人	3人	213,000	—	—	—
	2人	2人	225,600	—	166,500	—
	3人	1人	238,200	—	166,500	277,200
	4人	0人	250,800	—	166,500	277,200
5人	1人	4人	220,200	—	—	—
	2人	3人	232,800	—	166,500	—
	3人	2人	245,400	—	166,500	277,200
	4人	1人	258,000	—	166,500	277,200
	5人	0人	270,600	—	166,500	277,200